

決算書作成・確定申告に向けて

個人事業主の方は12月が決算月となります。スムーズな確定申告に向けて帳簿書類等の整理をしていきましょう。

帳簿・領収書等証拠書類の整理

令和2年分帳簿一式

(現金出納帳、売上帳、経費帳など)

生命保険控除証明書・地震保険控除証明書・各種

控除証明書の整理

所得控除計算に必要です。

令和2年中に支払った国民健康保険、建設国保の

支払い額がわかるもの・社会保険料等(国民年金)

控除証明書

所得控除計算に必要です。

家を建てた・住宅借入がある場合

支払い金額・登記簿・借入金残高証明書等を用意してください。借入特別控除の計算があります。

配偶者の収入がわかる源泉徴収票

扶養対象者かどうかの判定をします。

借入金の整理

事業の借入金に係る利息等は経費計上いたしますので借入明細表のご準備を。

●所得税・消費税の申告納付

区分	申告・納付期限	振替納税	延納利用
所得税	3月15日(月)	4月19日(月)	5月31日(月)
消費税	3月31日(水)	4月23日(金)	

●令和2年特有の確定申告の注意点

新型コロナウイルスの影響に対応するために、各種給付金や助成金(持続化給付金、商工会からの助成金等)を受け取った場合は、「売上の代わりになるもの」なので所得(雑収入)に含めます。

「特別定額給付金」(10万円 全員一律給付)は所得に含まれません。

ネットde記帳

インターネットで楽々経理

商工会推奨の経理ソフトです。ASPシステムで面倒な設定は不用。是非ご利用ご検討を!

季節労働者の離職手続きについて

そろそろ、季節労働者の離職時期が近づいてきました。

毎年、この時期ハローワークは離職票作成や認定のため混み合いますので、工事が終了致しましたら、速やかに必要な書類の準備をお願いします。

令和2年分商工会で確定申告される方へ

当会で確定申告をされる方は、次の日程の期間に必ず手続きされますようお願い致します。

【受付期間】令和3年1月25日(月)～3月5日(金)迄

【お問い合わせ先】長崎・嶋崎・齋藤

【確定申告期間】令和3年2月16日(火)～3月15日(月)

・所得税3月15日(月)まで ・消費税3月31日(水)まで

※決算書、確定申告書は税務署から送付されませんので、注意願います。

令和2年分源泉税納期の特例及び年末調整事務処理

従業員及び専従者給与の源泉徴収税(7月から12月賃金支払分)を翌年1月20日(水)までに納付する事となっています。当会で手続きをされている方は、下記書類をご持参のうえお早めにご来会下さいますようお願い致します。

(納期の特例を受けていない方は従来通り1月12日(火)までです。)

【必要書類】

①所得税の源泉徴収簿又は賃金台帳 ②納付書

③給与所得者の保険料控除申告書

(生命保険料・地震保険料控除証明書、健康保険支払額、社会保険料控除証明書)

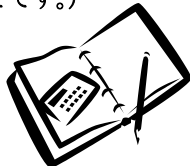
※国民年金は社会保険料(国民年金)控除証明書の添付が必要です。

④給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、配偶者控除等申告書

⑤住宅借入金等特別控除書類、残高証明書 ⑥ゴム印、印鑑

※源泉徴収税額が無くても賃金の支払があれば報告は必要です。

※医療費控除、新規の住宅所得控除は確定申告にて行います。



商工会年末・年始 就業時間についてのお知らせ

(年末ご用納めについて) ●令和2年12月30日(水) 正午まで

(年末ご用始めについて) ●令和3年1月6日(水) 平常時間

新規会員ご紹介 (令和2年7月29日理事会承認分)

(株)フォレスト
代表 高森 功治
(飲食業)

【商工会員募集】商工会の事業や活動について聞いてみたいという方を是非ご紹介下さい。

この1枚が、ビジネスのあらゆるシーンをサポート

商工会会員限定
年会費
永年無料

商工会UC法人カード

商工会会員様限定
商工会UC法人カード ▼詳細・お申込は当会へ!

①効率的な資金運用(利用から支払日まで最大55日間)
②ゆとりのご利用可能枠(利用可能枠は20~300万円)
③ビジネスシーンで永久不滅ポイントが貯まる!
※個人事業主の方もお申し込みいただけます。

2020年分(令和2年分)の確定申告から適用される改正について

2020年分から適用の税制改正において、個人事業主にとっての最重要ポイントは「青色申告特別控除」と「基礎控除」の変更です。とくに、青色申告特別控除65万円を受ける場合は、電子申告などが新しく要件に加わります。

新要件の位置づけと控除額の間関係をざっくりまとめると、下表のようになります。今回は改正により、65万円控除を受けるための要件がひとつ増えたということです。

青色申告特別控除の3段階

	10万円控除	55万円控除	65万円控除
記帳	単式簿記でOK	複式簿記	複式簿記
決算書	損益計算書の作成 貸借対照表は不要	損益計算書の作成 貸借対照表の作成	損益計算書の作成 貸借対照表の作成
新要件	新要件なし	新要件なし	電子申告or電子帳簿保存を行う

2020年分の確定申告から、基礎控除の金額が10万円引き上げとなります。所得税の計算においては、38万円だった基礎控除額が48万円に増えるわけです。ただし、これまでのようにすべての人が適用できるわけではなく、以下の所得制限が加わります。

合計所得金額	基礎控除額(所得税)
2,500万円超	0円(控除なし)
2,450万円~2,500万円	16万円
2,400万円~2,450万円	32万円
0円~2,400万円	48万円

※商工会ニュースは、当会ホームページでも見られます※